

2 ソフト事業

事業区分	事業実施主体 (注) 2	補助対象経費	補助率	補助金上限額 (注) 6	補助金 下限額
【ステップアップ推進】 集落営農の推進や組織の経営発展のために先進地研修及び講演会等を実施する事業	・市町村 ・集落営農法人 ・地域農業法人	講師等への謝金、バス等の借上げ料、研修先に対する負担金及びその他必要があると認められる経費	定額	500千円/年	—
【デジタル化支援】 栽培管理や経営管理の効率化を図るためにデジタル技術を活用する事業	・集落営農法人 ・地域農業法人	経営管理システム、水田センサー等購入費及び研修費用等	1/2 以内	250千円/年	—
	【組織間の連携】 ・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業体（法人）		定額	500千円/年 (注) 3	—
【高収益作物導入支援】 園芸品目などの高収益作物を導入する事業	・集落営農組織 ・集落営農法人 ・地域農業法人	種苗費、諸材料費等	1/3 以内 (市町村の継足し1/3以上必須)	1品目あたり 100千円/10a	—
【経営管理支援】 経営力を強化するために部門別会計などの管理会計を実施する事業	・集落営農組織 ・集落営農法人 ・地域農業法人	専門家への委託料等	1/2 以内	1,000千円/年 (注) 4	—
【担い手育成支援】 オペレーターや兼業就農者を育成するために研修生の受け入れを実施する事業	・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業体（法人）	種苗費、諸材料費等の研修費用及び研修生の受入謝金	定額	150千円/研修コース (注) 5	—
【雇用確保支援】 国事業（農の雇用事業、雇用就農資金、集落営農活性化プロジェクト促進事業）を活用する事業	・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業体（法人）	国事業の要綱及び要領等で規定する経費	国事業の助成金を除いた額の1/2 以内 (市町村の継足し1/2以上必須)	200千円/12ヶ月/人 (研修生が採用時点で34歳以下の場合は400千円/12ヶ月/人を加算する。) (注) 6	—

- (注) 1 補助金額については、事業区分ごとの補助対象経費に補助率を乗じ、1千円未満を切り捨てた金額とする。補助率が定額の場合は、補助対象経費の1千円未満を切り捨てた金額とする。
- 2 事業実施主体ごとの事業要件は別紙のとおりとする。
- 3 事業区分「デジタル化支援」のうち組織間の連携の場合は、地域計画又は地域農業戦略に基づき、複数の組織で取り組むものとする。
- 4 事業区分「経営管理支援」については、経営管理能力を向上させるための、農業経営アドバイザーの資格を持つ税理士等専門家による、部門別会計などの管理会計の習得支援とし、補助対象期間は最長3年間とする。
- 5 事業区分「担い手育成支援」については、基本的な農作業、機械等の操作及び点検補修等を行う研修を対象とし、農業の知識習得のための座学は対象としない。また、対象とする研修生は、就農希望者、担当業務の未経験者及び農業を開始して3年以内の者とし、同一研修の再受講は対象としないものとする。
コースごとの研修回数は3回以上（3作業以上）とし、研修費用の補助金上限額は全研修の合計額で100千円以内とする。研修生の受入謝金については、1回の研修につき5千円以内とする。
- 6 事業区分「雇用確保支援」の補助対象期間は最長2年間とする。また、活用する国事業のうち集落営農活性化プロジェクト促進事業、集落営農連携促進等事業については、国事業の要綱に規定する「中核となる若者等の雇用」を対象とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までのソフト事業全体の補助金上限額を4,500千円とする。